

令和 7 年第 1 回

十和田地域広域事務組合議会

臨時会会議録

令和 7 年第 1 回臨時会会議録目次

令和 7 年 3 月 26 日（水曜日）

○ 議事日程第 1 号	2
○ 本日の会議に付した事件	2
○ 出席議員	2
○ 欠席議員	2
○ 説明のため出席した者	3
○ 職務のため出席した職員	3
○ 開 会	4
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名	4
○ 日程第 2 会期の決定	4
○ 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について～日程第 6 議案第 1 7 号 十和田地域広域事務組合学校給食センター条例の一部を改正する 条例の制定について	4
○ 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について	5
○ 日程第 4 議案第 15 号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
○ 日程第 5 議案第 16 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条 例及び十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正 する等の条例の一部を改正する条例の制定について	9
○ 日程第 6 議案第 17 号 十和田地域広域事務組合学校給食センター条例 の一部を改正する条例の制定について	10
○ 閉 会	10

令和 7 年第 1 回十和田地域広域事務組合議会臨時会議決結果表

開会 令和 7 年 3 月 2 6 日

閉会 令和 7 年 3 月 2 6 日

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
報告第 1 号 専決第 1 号	専決処分の報告について 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防 特別会計補正予算（第 3 号）	令和 7 年 3 月 26 日	承 認
議案第 15 号	十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	〃	原案可決
議案第 16 号	十和田地域広域事務組合職員の給与に関す る条例及び十和田地域広域事務組合職員の 定年等に関する条例等の一部を改正する等 の条例の一部を改正する条例の制定につい て	〃	〃
議案第 17 号	十和田地域広域事務組合学校給食センター 条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議事日程第 1 号

令和 7 年 3 月 2 6 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について

専決第 1 号 令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算
(第 3 号)

第 4 議案第 1 5 号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 1 6 号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例及び十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 1 7 号 十和田地域広域事務組合学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	太 田 正 幸
2 番	笹 渕 峰 尚
3 番	高 坂 茂
4 番	川 村 重 光
6 番	木 村 忠 一
7 番	氣 田 量 子
9 番	山 本 実
1 0 番	苔米地 繁 雄
1 1 番	三 浦 專治郎
1 2 番	才 神 幸 男
1 3 番	工 藤 正 廣
1 4 番	戸 来 伝
1 5 番	小 川 洋 平

欠席議員（2名）

5 番	澤 上 訓
8 番	江 渡 信 貴

説明のため出席した者

管 理 者	櫻 田 百合子
副 管 理 者	佐 藤 陽 大
副 管 理 者	櫻 井 雅 洋
事 務 局 長	白 山 利 明
消 防 長	寺 地 充 宏
次 長	川 村 博 秀
警 防 課 長	滝 澤 文 隆
予 防 課 長	山 崎 一 行
通 信 指 令 課 長	山 田 隆 行
十和田消防署長	川 村 宏 範
六 戸 消 防 署 長	氣 田 安 裕
十和田湖消防署長	三 浦 隆 一
会 計 管 理 者	神 直 子
監査委員事務局長	高 見 亜 希子
教 育 長	丸 井 英 子
教 育 部 長	浦 田 陽 子
教育総務課長	乗 田 育 人
学校給食センター所長	下川原 昌 俊

職務のため出席した職員

次 長	五十嵐 一 美
次 長 補 佐	角 浜 篤
次 長 補 佐	盛 田 均
次 長 補 佐	平 野 隆 志
課 長 補 佐	松 田 新 作
施 設 係 長	舘 林 伸 吉
総 括 主 任	澤 巳 忍

開 会

午前 10 時 00 分 開会

- 議長（小川洋平） 出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。
ただいまから令和 7 年 3 月 19 日告示招集されました令和 7 年第 1 回十和田地域広域
事務組合議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川洋平） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、3 番高坂茂議員、4 番川村重光
議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

- 議長（小川洋平） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。今臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思っております。これに
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について～日程第 6 議案第 17 号 十和田地域広域事務組合学校給食センター条例の一部を改正 する条例の制定について

- 議長（小川洋平） 日程第 3、報告第 1 号 専決処分の報告についてから日程第 6、議
案第 17 号 十和田地域広域事務組合学校給食センター条例の一部を改正する条例の制
定についてまでの報告 1 件、議案 3 件を一括上程いたします。
この際、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。

- 管理者（櫻田百合子） おはようございます。令和 7 年第 1 回臨時会の開会に当たり、
提案いたしました議案についてその概要をご説明申し上げます。
報告第 1 号の令和 6 年度十和田地域広域事務組合消防特別会計補正予算（第 3 号）に
ついての専決処分は、給与改定に伴う人件費を補正する必要が生じ、この補正に急を要
したため、専決処分をしたものであります。
議案第 15 号の十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の制定については、国家公務員の措置等を踏まえ、育児のための時間外

勤務の制限における対象職員の範囲の拡大等、所要の改正を行うためのものであります。

議案第16号の十和田地域広域事務組合職員の給与に関する条例及び十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定については、青森県人事委員会勧告の内容に準じ、給料表の改定、諸手当の額の改定等、定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の拡大等、所要の改正を行うためのものであります。

議案第17号の十和田地域広域事務組合学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定については、六戸町立義務教育学校六戸学園の設置に伴い、学校給食の実施の対象を改正するものであります。

以上、本議会に提案いたしました議案の概要について申し述べましたが、詳細につきましては、その都度ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（小川洋平） これより議案の審議に入ります。

日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

戸来議員。

○14番（戸来 伝） 全員協議会の中でも、この類いは専決処分ではなくて臨時議会を開いてやってくれというお願いをしましたが、今こうやって専決処分で報告となるわけなのですが、これに対して先般十和田市の予算委員会でも質問しましたが、職員の不祥事といえますか、そういうふうなのがあるということで、私は予算委員会でも質問しましたが、その件はどうなっておりますか。例えば懲罰委員会を開いて、その人をどういうふうにしたとか、そういう報告はこの議会でも報告なされないと、うやむやにされる、隠蔽するような疑いがあるわけなので、そこが1つと、この専決処分の中に1,760万円ですか、これを消防施設整備基金費から出しているのですが、私もこの議会に結構足しげく通っているのですが、こういうふうな基金を取り崩して出したのは初めてなのです。これが正当化されるものかどうか。この整備基金というのは、消防自動車とか、あるいは庁舎とかの整備に関わる基金だと思うのですが、人件費に繰り出していいものかどうかまでご答弁願います。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

剰余金について、当該年度において新たに生じた剰余金から繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除してできるとなっていますが、当該剰余金から次に定めることにより、当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してとのことにより、歳出充当後に2分の1以上を下らない範囲を積み立ててございます。また、予算執行上、年度の決算前であれば、上記理由から歳出予算へ充当可能ということですので、そのことは十和田市の財政のほうへ確認をしてございます。

また、先ほどの懲罰とかの話は、不正とかは認められませんので、そのようなことは

行っておりません。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） その基金の中から出せるというのであれば、それちょっと私らに提示願えませんか。今この場所に。

それと、不正は見当たりませんと、局長、あなたは隠蔽しているのではないの。広域事務組合の中で。ああいうふうな問題あるのに、何もありませんということはおかしいのではないの。今消防の事案です。消防長なり消防の担当の人、迷惑被った部分があるでしょう、いろいろ。私は、消防署員の中からそういう話が来ているのです。それを隠して、今後事務組合運営していけると思いませんか。やっぱり問題があれば、あったところでちゃんと対応しないと、管理者だって大変なのだ。今市長選終わって、管理者になって、そういう不祥事があったときに、管理者の名前で新聞報道でも何でもされていくのです。私は、それを何も問題ないということで片づける事務組合の局長たちの考え方分からない。やっぱりちゃんとさらけ出して、その人にも仕事のノウハウを教えて、そういうふうにして、あなた退職するべきではないの。その辺の答弁頼みます。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問に対し、お答えいたします。

消防の関係のほうも不正というのは認められておりませんが、事務の遅延を生じたということがございまして、その件につきましては、今後懲罰委員会等を設けて処分等を検討していく予定となっております。

以上です。

○議長（小川洋平） 戸来議員。

○14番（戸来 伝） 今懲罰委員会どうのこうの話あるけれども、それがはっきりしたときには、また議会を開くということ。やっぱり今この臨時議会を開いたのだから、これに間に合わせていろんなことをしなければ駄目なのだ。私は、この問題で十和田市の消防に関わる項目で予算議会でも質問しているのだ。それを、あなたたちが情報を聞いていないわけなのでしょう。広域事務組合の議会のときに、それをやっぱりちゃんと確かにするべきなのだ。あなたの怠慢ではないか、局長。その子供の将来にも関わってくるのだよ、あなたたち上司の怠慢、仕事のさせ方によって。過去に十和田の職員の中で、やっぱり同じようなことをした人が途中で命絶っているのです。そういうふうなことがあります得る事案なのだ。それを、局長のところで何もないと。今になって懲罰委員会開いてどうのこうのという話、それはあなた自身がそれによって減給なり減額なりいろいろなことをされるのでしょうか、あなたも。だからあなたが在任中にやっぱりちゃんと懲罰委員会なり賞罰委員会なりを開いて、その子がこうだああだといって、その上司が監督不行き届きで同じく処罰をされるべきなのです。そういう問題なのだ。それを何もないというような話がありますか。管理者も含めて、局長、ちゃんと答弁してみてください。

○議長（小川洋平） 事務局長。

○事務局長（白山利明） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げたのは、不正というものはなかった、ただ事務の遅延はあったということです、今後懲罰委員会を開催して決定していくという答弁をしております。

た。

以上です。

(「ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) 暫時休憩します。

午前 10 時 13 分 休憩

午前 10 時 14 分 再開

○議長(小川洋平) 休憩を解いて会議を開きます。

局長。

○事務局長(白山利明) ただいまのご質問にお答えいたします。

事務の遅延が発生したのですが、それは年度内に解消してございます。ですので、不正ということではございません。

以上です。

○議長(小川洋平) 工藤議員。

○13番(工藤正廣) 今戸来議員の発言でありますけれども、今日マスコミもいろいろ来ております。今日の発言は、懲罰とか隠蔽とか、普通ではあり得ない発言だと思うのです。でも、恐らくその中身は、十分それを調査して今日の発言になっていると思うのです。このことについては、局長のほうからは何もしない。ただし、そのものについては懲罰委員会を開いて、これから云々ということをお断念されました。ということは、事実何かがあるということなのです、実際の話。恐らく最終的には管理者のところへ行くと思うのですけれども、管理者、今初めてこういう実態を、そんなに中身まで詳しく知っているかどうかは分かりませんが、でも最終的にはやっぱり管理者、櫻田百合子の名前で出ていくと思うのです。その辺のところについて、今までの状態をどの程度、今回の戸来議員の発言について知っているのかと同時に、もう一つは、やっぱりこれはこの議会に対してちゃんとした報告をしてほしい、そのことについて今管理者からちょっとお断念を求めたいと思います。

○議長(小川洋平) 管理者。

○管理者(櫻田百合子) ただいまのご質問にお答えいたします。

なぜ今回このような流れになったかということについて、まずはご説明を私のほうからさせていただきたいと思います。なぜ今日なのか、12日ということなのですが、令和7年3月21日の給料の支払いに向けまして、まず給与支給業務を進めていたところ、3月9日日曜日に消防特別会計において人件費内の流用で補えないということが明らかになりました。そして、その後速やかに対応策といたしまして、積立金となります1,760万円、これを補正により人件費へ充当することといたしまして事務手続を進めました結果、3月12日の専決処分となったという流れでございます。

(「そいつは分かった」「議案でなくて」「そうでないのを聞いている」)

「事のてんまつを聞いている」「実際に懲罰とか、そういうことについて管理者としてどういうこと……」と呼ぶ者あり)

○議長（小川洋平） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 18 分 休憩

午前 10 時 18 分 再開

○議長（小川洋平） 休憩を解いて会議を開きます。

答弁。

（「管理者だ、管理者」「管理者に質問したやつ答弁してください」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） 局長。

○事務局長（白山利明） 大変申し訳ございません。私先ほど懲罰委員会と申しましたが、懲戒委員会ということでございます。

以上です。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○13番（工藤正廣） それは、私は今管理者に対して、その事実がどういう状態なのか、懲罰か懲戒か分かりませんが、言葉のあやですけれども、実際に何かが起きていることは事実だと思う。これはちゃんとしたことを市民にも知らせるべきだと思うし、やっぱりそれは最終的に管理者の指示の下にやっていくということですから、このことについて管理者が、同じ繰り返しであります。質問は、どの程度このことについて分かっていたのか、今後の対応をどうするのか、このご答弁をお聞きしたいと思います。2回目です。

○議長（小川洋平） 管理者。

○管理者（櫻田百合子） ただいまご指摘はいただきましたが、今回のミスに関しまして、事務的ミスなのですが、全くの初歩的ミスでございます。本当にこの件に関しましては、管理者として大変申し訳ないと思っている次第でございます。ですので、今後管理者として広域の構成市町村の動きを把握しながら、また広域事務組合との情報共有をこれからもっと頻繁に、しっかりと努めていきたいと思っておりますし、新年度では体制を整えながら業務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋平） 工藤議員。

○13番（工藤正廣） 3回目ですけれども、管理者、初歩的なミスだったら、それはそれでいいの。実際の話、初歩のミスがどの程度のものか分かりません。でも、今局長からそれなりの発言が出ているのです。懲罰ではないという、そういう言い方していましたが、これはちょっと普通ではないということは事実なのです。ですから、単なる初歩的なミスで済ませられるかどうか。これは、ちゃんとしたことを責任を持って調査して、その対応を我々議会、最終的にはこれはどこかの場面でちゃんとしたことを市民にお知らせするべきだということをお話しします。それ以上は言いませんけれども、これは普通ではないのです。何回も言いますが、今日はマスコミも相当入っていますから、それなりのものが調査をして発表になると思うのです。これは、

私ら十和田地域広域事務組合として、構成市町村も含めて、これは非常にまずいことだと、私はそう思っているのです。ですから、そういったことを含めて、ちゃんとしたことを調査して、何らかの形で皆さんにお知らせしていただくことを要望して、単なる初歩的なミスではないと思うから、そのことを要望して終わります。

○議長（小川洋平） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第15号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第4、議案第15号 十和田地域広域事務組合職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川洋平） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関す
る条例及び十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一
部を改正する等の条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小川洋平） 日程第5、議案第16号 十和田地域広域事務組合職員の給与に関
する条例及び十和田地域広域事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等
の条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 十和田地域広域事務組合学校給食センター 条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小川洋平) 日程第6、議案第17号 十和田地域広域事務組合学校給食センター
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川洋平) ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長(小川洋平) 以上をもちまして本議会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第1回十和田地域広域事務組合議会臨時会を閉会します。

誠にご苦労さまでございました。

午前10時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

十和田地域広域事務組合議会議長 小 川 洋 平

同 議 員 高 坂 茂

同 議 員 川 村 重 光